

## 成蹊学園職務発明等規則

制 定 2003年7月11日  
学 内 理 事 会  
最新改正 2019年5月16日  
常 務 理 事 会

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規則は、成蹊大学(以下「大学」という。)の教職員が行った発明等の取扱いについて定め、教職員の発明等を奨励するとともに、発明等にかかる権利を保障することにより、大学における学術研究の振興を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員 学校法人成蹊学園(以下「学園」という。)との雇用契約により大学に勤務している教職員(非常勤講師を除く。)の他、任用にあたって職務発明等につき契約がなされている者をいう。

(2) 発明等 次に掲げるものをいう。

ア 特許権の対象となるものについては発明

イ 実用新案権の対象となるものについては考案

ウ 意匠権、回路配置利用権、プログラム及びデータベースの著作権の対象となるものについては創作

エ 品種登録に係る権利の対象となるものについては育成

オ ノウハウを対象とするものについては案出

(3) 知的財産権 次に掲げるものをいう。

ア 特許を受ける権利又は特許権

イ 実用新案登録を受ける権利又は実用新案権

ウ 意匠登録を受ける権利又は意匠権

エ 半導体集積回路の回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は半導体集積回路の回路配置利用権

オ プログラム及びデータベースの著作物に係る著作権

カ 種苗法に規定する品種登録を受ける権利又は育成者権

キ この号のアからカに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能な財産的価値のあるノウハウ等に係る権利

(4) 職務発明等 教職員が大学の予算若しくは学外機関から獲得した研究資金を使用し、又は大学からの支援を受け若しくは大学の施設設備等を利用してなされたと認定された発明等で、かつ、当該発明等をするに至った行為が当該教職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。

(5) 発明者 職務発明等をした教職員をいう。

(6) 技術移転機構 TLO (Technology Licensing Organization)、科学技術振興事業団等の特許出願及び技術移転の斡旋並びに調整を行う機関をいう。

(権利の帰属)

**第3条** 職務発明等に係る知的財産権は、学園が承継し、学園に帰属する。ただし、学園が当該知的財産権を承継する必要がないと決定した場合は、当該知的財産権は発明者に帰属する。

2 前項の規定にかかわらず、学外機関又は学外機関の研究者との共同研究及び学外機関から委託された受託研究等においてなされた発明等の取扱いについては、当該学外機関との契約によるものとする。

### 第2章 届出及び帰属の決定

(発明等の届出)

**第4条** 教職員は、職務発明等に該当すると思われる発明等(前条第2項における発明等に係る持分を

含む。)を行ったときは、職務発明等届(様式第1号)を、速やかに学長に届け出なければならない。

2 複数の教職員による発明等については、発明者間において代表者を選定し、当該代表者が届け出るものとする。

3 前項の届出にあたっては、発明者間で協議し、発明等に対する各々の持分をあらかじめ定めるものとする。

(帰属の決定)

**第5条** 副学長のうち学長が指名した者(以下「担当副学長」という。)は、前条第1項による届出があった場合は、別に定める内規に基づき、職務発明等に該当するか否かの認定及び当該知的財産権の承継の可否を速やかに決定する。

2 前項による決定を行ったときは、担当副学長は、その内容について学長に報告し、学長は、速やかに当該発明者に通知する。

3 学長は、当該知的財産権の承継を決定したときは、関係書類を添えて理事長に報告する。

(権利の譲渡)

**第6条** 前条により、学園に当該職務発明等の権利の承継が決定した場合は、発明者は、所定の職務発明等権利譲渡証書(様式第2号)を、学長を経て理事長に提出しなければならない。

(異議の申立て)

**第7条** 発明者は、第5条第1項による決定に異議があるときは、通知を受けた日から30日以内に、書面により学長に対し、異議を申し立てることができる。

2 学長は、前項の異議申立てを受けたときは、当該発明等並びに知的財産権に関し専門的知識を有する者等の意見を聴取した上で、異議申立ての可否を決定する。

3 学長は、前項の決定を速やかに当該発明者に通知する。

4 異議申立てをした発明者は、第2項の決定に対して再度異議を申し立てることはできない。

(任意譲渡)

**第8条** 教職員は、職務発明等に該当しない発明等に係る知的財産権について、学園に対し譲渡を申し出ることができる。

2 担当副学長は、前項の申し出があったときは、当該発明等に係る知的財産権の承継の可否を決定する。この場合において、第5条及び第6条の規定を準用する。

(譲渡等の制限)

**第9条** 発明者は、届け出た発明等について、学園が当該発明等の知的財産権を承継しないと決定した後でなければ、当該発明等について出願等し、又は当該発明等に係る権利を第三者に譲渡してはならない。

### 第3章 出願等の手続き及び実施補償金

(出願等)

**第10条** 大学は、学園が発明等の知的財産権の承継を決定したときは、速やかに当該発明等の権利化に係る出願等の手続きを行うものとする。

(発明者の協力義務)

**第11条** 発明者は、学園が承継した知的財産権に係る出願、登録等の手続き及び学園が行う知的財産権の技術移転にあたり、学園から要請があった場合には、必要な協力をしなければならない。

(出願等の費用)

**第12条** 学園が承継した知的財産権に係る出願費用、当該権利の維持・管理費用、技術移転等に伴う費用は、学園が負担する。

(実施補償金)

**第13条** 学園は、承継した知的財産権の実施、第三者への実施許諾、譲渡等により収益を得た場合は、当該収益から出願、維持・管理、技術移転等に要した経費を控除した残額の50%を実施補償金(以下「補償金」という。)として発明者に配分し、残りの50%を学園に配分する。

2 前項の収益は、毎年度(4月1日から翌年3月31日)の間に得た収入とする。

3 発明者は、申請により補償金を研究費として使用することができる。

4 前項の取扱いについては、別に定める。

(共同発明者に対する補償金の支払い)

**第14条** 前条の補償金の支払いを受ける権利を有する発明者が複数ある場合は、第4条第3項で定める各々の持分に応じた金額を支払うものとする。

2 学外機関との共同発明の場合は、学園と学外機関との持分割合に応じて支払うものとする。  
(発明者の退職等又は死亡に伴う補償金の取扱い)

**第15条** 発明者の補償金の支払いを受ける権利は、退職等により学園との雇用契約が終了した場合でも存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、その相続人が当該権利を承継する。  
3 発明者及び相続人は、転居等により住所に異動があった場合は、学園へ届け出るものとする。  
4 学園は、前項の届出がない場合は、権利を有する者が補償金を受ける権利を放棄したものとみなす。  
(知的財産権の返還)

**第16条** 学園は、承継した知的財産権について、学園帰属後6年間収益が発生しない場合又は収益が発生した場合でもその後5年間収益が発生しなかった場合は、当該知的財産権を発明者に返還するものとする。

2 学長は、当該発明者に対して速やかに権利の返還を通知し、理事長に報告する。

#### 第4章 知的財産権の管理委託・移転

(知的財産権の管理委託)

**第17条** 学園は、承継した知的財産権に係る手続き(出願・登録、審査請求処理、管理、ライセンス契約、使用料の回収等の事務処理)、運用及び活用を、技術移転機構に委託することができる。

(知的財産権の移転)

**第18条** 学園は、知的財産権を当該発明者の承諾を得て、技術移転機構に移転することができる。

2 前項により知的財産権を技術移転機構に移転した場合にも、学園は、通常実施権を有する。  
3 知的財産権を技術移転機構に移転した場合は、技術移転機構の定めに従って技術開示料、特許実施料等の配分を学園及び発明者がそれぞれ受領することができる。  
4 前項の発明者への配分は、第13条及び第14条の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(学園に配分される収益の用途等)

**第19条** 第13条の規定に基づく学園に配分される収益の用途等については、別に定める。

(守秘義務)

**第20条** 発明者及びその他当該発明等の関係者は、当該発明等の内容及びこれに関する事項について、守秘義務を負うものとする。ただし、守秘義務の対象事項が公知になったときは、この限りではない。

2 発明者並びに発明等に係る業務に従事している者及び過去に従事した者は、職務上知り得た情報・機密を漏洩したり、不当な目的に使用したりしてはならない。

(事務の所管)

**第21条** 職務発明等に関する事務は、学園においては総務部総務課及び財務部経理課が、大学においては学長室研究助成課が所管する。

(規則の改廃)

**第22条** この規則の改廃は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

#### 附 則 (2018年3月2日全部改正)

1 この規則は、2018年4月1日から施行する。  
2 この規則の施行前に届け出られた職務発明等の知的財産権に係る実施補償金、返還等の取扱いについては、改正後の規定を適用するものとし、改正後の第16条第1項に規定する収益が発生しない期間は、当該知的財産権が学園に帰属した時点に遡って算出するものとする。

#### 附 則 (2019年5月16日一部改正)

この規則は、2019年6月1日から施行する。

[様式第1号]

届出日： 年 月 日

成蹊大学  
学長

殿

代表発明者 氏名： \_\_\_\_\_ 印

所属： \_\_\_\_\_

職名： \_\_\_\_\_

## 職務発明等届

下記の職務発明等をしましたので、「成蹊学園職務発明等規則第4条」に基づき届け出ます。

### 記

#### 1. 発明等の名称

--

#### 2. 発明者・機関等の持分 (学内発明者の持分及び機関持分が、それぞれ100%となるように記入してください。)

発明者等		氏名・所属	持分	所属機関 (出願者)	機関持分
成蹊学園に 権利譲渡す る者	代表発明者		%	学校法人 成蹊学園	%
	共同発明者		%		
			%		
			%		
			%		
成蹊学園に 権利譲渡し ない者	共同研究者		%		%
			%		%
			%		%

#### 3. 発明に使用した研究費 (使用した研究費に○、主に使用した研究費に◎を付してください。)

	学内研究費		受託・共同研究費		奨学寄附金
	公的研究費 (名称： _____ )		その他 ( _____ )		

#### 4. 発明に使用した施設・設備

学内	
学外	

#### 5. 研究形態 (該当する研究に○を付し、研究テーマ等を記入してください。)

	本学単独研究 (研究テーマ： _____ )
	受託研究 (研究テーマ： _____ )
	共同研究 (研究テーマ： _____ )
	その他 ( _____ )

6. 発明に関する契約 (該当する項目に○を付し、発明に関する契約等があればその情報を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	契約はない	<input type="checkbox"/>	受託研究・共同研究契約がある	<input type="checkbox"/>	その他の取り決めがある
契約年度	年	契約先等			

7. 公表の予定 (該当する項目に○を付し、必要事項を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	公表予定・公表済み	<input type="checkbox"/>	公表しない
公表 (予定) 日*			
公表先			

※ 発表日、予稿集発行日、Webでの発表日等のうち、最も早い日を記入してください。

8. 発明等の概要等

- (1) 従来技術・先行技術に関する情報 (論文名、特許データベース名、特許出願番号、検索キーワードも記入してください)

--

- (2) 従来技術・先行技術の問題点や発明等により解決される課題

--

- (3) 発明等の技術的手段とその作用

--

- (4) 発明等によって生じた効果・優位性

--

9. 発明等の実用化

(1) 実用化に必要な期間 (該当する項目に○を付してください。)

<input type="checkbox"/>	1年以内	<input type="checkbox"/>	1～3年	<input type="checkbox"/>	3～5年	<input type="checkbox"/>	5年以上
--------------------------	------	--------------------------	------	--------------------------	------	--------------------------	------

(2) 実用化に向けた技術的課題

(3) 発明等が利用される見込みのある産業・技術分野・企業

注：必要に応じて論文や技術的資料を添付してください。

[様式第2号]

提出日 年 月 日

学校法人成蹊学園  
理事長

殿

### 職務発明等権利譲渡証書

下記発明者は、成蹊学園職務発明等規則第3条及び第6条に基づき、下記の発明等に係る知的財産権の一切の権利を、学校法人成蹊学園に譲渡いたします。

尚、譲渡に際しては、成蹊学園職務発明等規則を遵守し、特に第20条に定められている守秘義務には留意いたします。

#### 記

##### 1. 発明等の名称

--

##### 2. 発明者

代表発明者

ふりがな		印	記入日	年 月 日
氏 名			持分割合	%
所 属		職 名		
現 住 所	〒			
電話番号				
E-mail				

発明者

ふりがな		印	記入日	年 月 日
氏 名			持分割合	%
所 属		職 名		
現 住 所	〒			
電話番号				
E-mail				

発明者

ふりがな		印	記入日	年 月 日
氏 名			持分割合	%
所 属		職 名		
現 住 所	〒			
電話番号				
E-mail				

発明者

ふりがな		印	記入日	年 月 日
氏 名			持分割合	%
所 属		職 名		
現住所	〒			
電話番号				
E-mail				

発明者

ふりがな		印	記入日	年 月 日
氏 名			持分割合	%
所 属		職 名		
現住所	〒			
電話番号				
E-mail				

発明者

ふりがな		印	記入日	年 月 日
氏 名			持分割合	%
所 属		職 名		
現住所	〒			
電話番号				
E-mail				

発明者

ふりがな		印	記入日	年 月 日
氏 名			持分割合	%
所 属		職 名		
現住所	〒			
電話番号				
E-mail				

発明者

ふりがな		印	記入日	年 月 日
氏 名			持分割合	%
所 属		職 名		
現住所	〒			
電話番号				
E-mail				